



秋穂町広報

人口と世帯数 (5月末)

人口	9658人
秋穂地区	6172人
大海地区	3486人
世帯数	2312世帯
秋穂地区	1453世帯
大海地区	859世帯

交通災害共済に加入しましょう

事故にあったときはすぐ届出を

五月一日から開始した町交通災害共済は、最近日増しに激しさを加えている。交通災害の危険に対して、町民みなさんの助けあいの制度として、加入者が交通事故にあったとき、傷害の程度によって五千円から五十万円の共済金が支給されることになっていきます。

①五月十五日現在の加入者数

四月中旬から五月にかけて、加入申込のとりまとめなど各区の区長さんをはじめ町民のみなさんの御協力により、五月十五日現在で別表のとおり四五六二人（加入率四七％）の加入がありました。

町全体では約半数の方々が加入されていますが、地区によっては加入率の少ないところもありますので一人でも多くの方が加入されますようお願いいたします。

②加入申込の受付

町役場総務課と大海支所にわたります。加入者が不幸にして事故にあわれたときは、すぐに町役場総務課に届出で共済金の請求手続きをしてください。

③共済金の支給

加入者が不幸にして事故にあわれたときは、すぐに町役場総務課に届出で共済金の請求手続きをしてください。

交通反則通告制度

七月一日から実施

年々増加する交通違反の処理をスピーディーにするため、「交通反則通告制度」が七月一日から実施されます。

この新しい制度により、まず、交通違反者は、法で定められた一定額の反則金を納めるよう警察から通告されます。通告を受けた者が指定された期日までに、この制度が適用されるの違反のうち比較的軽い違反八例（信号無視、駐車違反、通行区分違反、免許証の携帯違反、スピード違反（二十五キロ未満のオーバー））は、この制度から除外され、刑事手続きによって処理されます。

△悪質かつ危険性の高いひき逃げ、酒酔い運転、無免許運転、スピード違反（二十五キロ以上オーバー）などは、この制度から除外され、刑事手続きによって処理されます。

交通災害共済加入状況 43.5.15現在

部落名	加入者数	加入率
大河内北	216人	52.8%
大河内南	255	72.9
天神町	162	50.8
浜中	122	49.2
北条	133	43.2
中条	165	45.0
井南	102	43.8
浜内	170	42.9
小浜	96	53.9
赤崎	95	42.8
日嶺	112	23.4
山江	103	47.0
西青	80	61.1
先青	109	51.4
中道	136	58.1
花香	124	40.8
花北	135	61.4
中津	225	68.0
屋戸	174	58.4
加茂	102	51.8
海岸	61	39.6
東本	78	35.0
上本	44	28.6
本町	130	62.2
下園	162	39.5
中野	249	51.4
東天	139	27.2
西天	161	56.1
宮之	188	57.8
黒之	137	53.9
黒之	126	36.1
黒之	271	48.0
合計	4562	47.1



写真説明 秋穂小学校附近の横断歩道



この制度が適用されるの違反のうち比較的軽い違反八例（信号無視、駐車違反、通行区分違反、免許証の携帯違反、スピード違反（二十五キロ未満のオーバー））は、この制度から除外され、刑事手続きによって処理されます。

「とじてんで保存しましょう」

健民運動

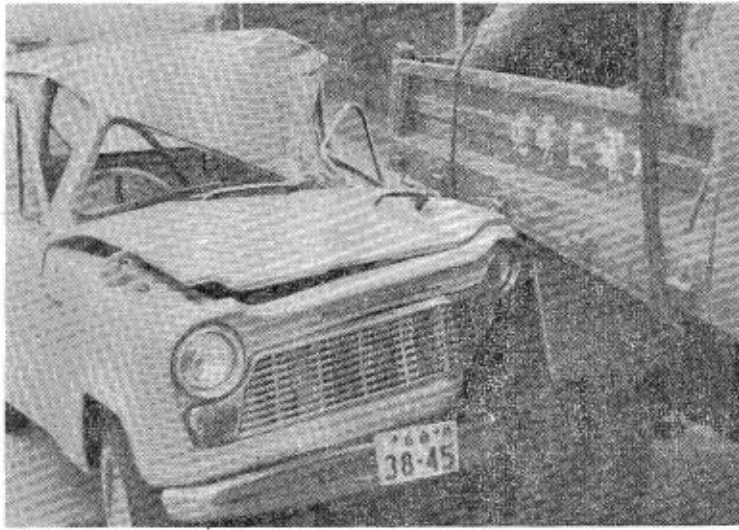
追突事故を防ぐ

△安全五則▽

交通量がふえてくると、前を走る車が急停車した場合でも、追突しないだけの必要な車間距離を保って運転することが義務づけられ追突事故が多くなってきました。追突事故にはムチウチ症がつきものです。

自動車やバイクの運転者は、追突事故を防ぐために

1. T・P・Oの判断（い



写真説明 停車中のトラックに追突大破した軽自動車

つでもどこでも速度に応じた車間距離で)

一般の道路では、あなたの車の時速（キロメートル）の二分の一をメートルにした距離が原則です。たとえば、今あなたが時速四十キロメートルで走っているとすれば、二十メートル以上の車間距離というわけですね。

高速道路では、自分の車の時速をそのままメートルにした距離をとって走ることが原則です。

2. 追突されないために予備制動

停車する場合は、停車する直前に急ブレーキをかけるしないで、相当手前から二段、三段にブレーキを踏んで速度を落とし、制動灯を点滅させて後続車に予告してください。

3. 制動灯、ブレーキの点検

追突されないためには制動灯、追突しないためにはブレーキが確実に働くことが重要なポイントです。点検は確実にしましょう。

4. 追い越し注意

無理な追い越し、わき見運転は、絶対にやめましょう。

5. 早めの合図と早めのブレーキ

右、左折などするとき

あなたの安全のために カドミラーを付けよう

カドミラーの購入は農協又は農機店で

選挙管理

委員の異動

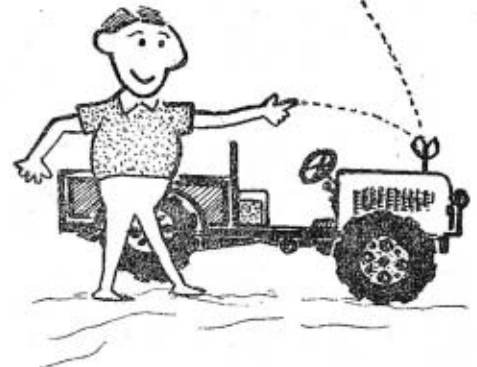
このたび福江衛敏委員長が委員を退職され後任に、中野の内田正明委員が委員長に決まりました。なお委員には浜内の倉橋良助氏が補充員より繰り上げとなりました。

選挙管理委員会委員は次のとおりです。

委員長	内田 正明
副委員長	中川 寿雄
委員	山下 茂登
委員	倉橋 良助

左右確認鏡 (カドミラー)

農作業を安全に楽しく



無料巡回相談

身体障害者福祉法、児童福祉法による身体に障害のある方、戦傷病者特別援護法による戦傷の方の巡回相談が開催されます。

記

一、期日及び場所
昭和四十三年八月六日、午前十時から午後二時まで阿知須小学校

二、相談及び指導内容
外科、眼科、内科、耳鼻咽喉科、医学的、補装具職能、施設への入所判定及び障害年金手帳、就職促進指導

近年農業機械の増加に伴い道路上や作業上の事故が増加しております。農業機械を使用する場合は、次の事項をよく守って事故のない楽しい農作業をしましょう。

- (1) 機械の取扱説明書をよく読んで正しい使用技術を身につけましょう。
- (2) 常に機械の点検整備を行ない完全状態の機械を使用しましょう。
- (3) 機械の性能および自分の運転操作技術を越えない使い方をしましょう。
- (4) 常に細心の注意を払って過失のないようにしましょう。

★無暴運転は事故のもと★

恐しい農薬事故を無くしよう

— 昨年県下で31件 —

今年も、農薬を使う時期になりました。農薬の取扱いや保管には、じゅうぶん注意してください。

農薬は、農作物の害虫防除などに欠くことのできない薬剤ですが、取扱いを一步誤ると、生命を奪う恐ろしい毒物であることを忘れてはなりません。

昨年中に山口県で発生した農薬事故は、自殺事故や散布中の中毒事故をあわせて三十一件もあり、前年に比べて死亡者が三人ふえています。

今年もすでに三件の死亡事故が発生しています。これらの事故の原因は

●使い残りの保管方法が悪いこと。

●個人の使用や所持が禁止されている特定毒物農薬を所持していたこと、などがあげられます。

今年こそ、恐しい農薬事故をなくすよう、次のことをよく守ってください。

▼ホリドリール、テツプなどの特定毒物農薬は必ず共同防除により使用すること。

▼共同防除が終わったら、農薬が残っていないかを点検し、余った農薬は防除班長が必ず回収すること。

▼農薬の入っていた空びんや空袋などは、安全なところへ埋めるか、焼却すること。

▼特定毒物でない農薬でも毒性がありますから、カゴのつかるところや容易に持ちだすのできないところへ保管すること。

▼農薬が盗まれたり、事故が起きたときは、すぐ警察へ届けでること。

早ばつに対する 用水管理

▼米作りのための用水事情
長期予報によると六月下旬から七月上旬の本格的梅雨を除いては大体早乾型だと

言われており、米作り等についても心配なことです。

秋穂町の米作りには、田植から収穫までに十アール

当り約千トンの水が必要と

されており、町全体では五百万トンが要るわけですが

現在の溜池は三五万トン、つまり必要量の七割程度の貯水能力しかありません、

万トン以上の水が不足することとなります。

特に、毎年九月中旬以降になりますと大なり小なり早乾気味となり、ポンプによる補給が必要となるわけです。このうち田植時には

十アール当り四十トン、町全体で二十万トンが必要となり、溜池が満水であつても残りは僅く少いということになります。

今年も去年の大早乾で溜池の貯水は極めて少なく、五月中旬現在で三割ほどしかありません、田植時には全体耕地の半分程度は水がないという状態です。

田植期が延びるような時は坪当り二十グラムの硫酸水を水五リットルにとかして散布し苗の老化を防ぐ、

準備苗代を二割増ほど確保しておき長期予報と勘案して六月十日頃播種しておく。

的に進めよう

そこで、去年は徹底した節水栽培をしたために、あれだけの早乾を受けながらも結果的には大豊作になった経験を生かして、今年も、当初から溜池を中心とした用水管理や栽培管理を、組織的に(話し合いによって)推進しよう。

活着期(田植後五日間) 湿じゅん

分けつ期(その後二十日間) 断水、植付後三メートルおきに溝立をし田面が黒乾すれば五日おきに灌水する。

幼穂形成期 早期六月中旬 普通八月中旬 灌水(この時の水は絶対に必要)

穂孕期から出穂期 早期七月中旬 普通九月上旬 湿じゅん 以降断水(黒乾状態に保つ)

●田植までにどんな準備を心掛ければよいか

1. 育苗 畑苗代として溜池用水を使用しない、そのため苗代はなるべく家の近くで井戸

などから灌水し易い所に設け、播種後溝灌水をし、発芽を整一にするようにし、その後は苗代の乾き具合をみて灌水するようにする。

田植期が延びるような時は坪当り二十グラムの硫酸水を水五リットルにとかして散布し苗の老化を防ぐ、

準備苗代を二割増ほど確保しておき長期予報と勘案して六月十日頃播種しておく。

2. 荒起し 代がき用水のゆきわたりを早くするため必ず三四本の溝立てを行なっておく。

3. 水路の補修 ビニールにより水漏れをしないように共同で行なっておく

4. 万一作付縮少をしなければならぬ状態が起つた時は、その代作に何を入れるかを研究しておくこと。

●栽培上の留意点

1. 用水管理は前記の基準によつて節水栽培をする。

2. 磷酸加里肥料を二割位多く施し深根にする。

3. 田面に水をはらず耕地内に作つた溝灌水とし、更に堆肥、ヨシ、青草を一

条おきに敷く、この場合溝に敷くと水の廻りがおそくなるから敷かないようにする。

溝は田植直後土のやわらかい時は一升ビンなどに土をつめ、ひきづつて溝立てをするとう簡単である。

5. 植付が七月十日以降七月末となる時は植付株数を坪九十株位に増す植え方にする。

●万一作付の出来ない時は 1. 水系毎に作付面積を縮少し犠牲田を設ける。このためには水系毎に話し合つて相互扶助の精神を発揮し共同組織を確立すること。

2. 八月五日までに作付できない時または、植付たものが枯死する場合は、カンラン、秋馬鈴薯、ウズラ豆、ソバ等に転作することが望ましい。

秋穂農業改良普及所

郵便番号制に御協力を

郵政省では、七月一日から郵便番号を採用することに決定し番号簿を皆様にお届けしております。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るため欠く事の出来ないもので、

が、なに分にも利用者の皆様に記入していただくものですから御協力お願いいたします。

各家庭には番号簿の地方版のみお届けしています。が全国版は各切手売捌所並びに、郵便局窓口にて備えつけてありますので御覧戴いたらと思います。

又、地方の書店(小郡・防府)でも一部七〇円で市販しております。なお御不明の点は郵便局へお問い合わせ下さい。

国民健康保険 税の税率を改正

近く皆さんの手許に国民健康保険税の納税手帳をお届けします。

税額は昨年 비해増額されておりますが、これは最近、医療費が非常に増え、運営がむづかしくなつたためです。表を比較してみられるとわかりますように、被保険者（加入者）は年々減少しているにもかかわらず、医療費は逆に年々大きく増えております。国民健康保険の負担額もそれにつれ増加することになります。

医療費が増加する原因にはいろいろありますが、その主なものとして

①…みなさんの医師にかかる回数が増えた（受診率の上昇）

②…高価な薬の使用が認められ、よい薬が使用されるようになった。

③…医学の進歩によって大手術や、科学的な検査が十分できるようになった。

④…医療費単価の引上げなどがあげられます。国民健康保険事業の費用

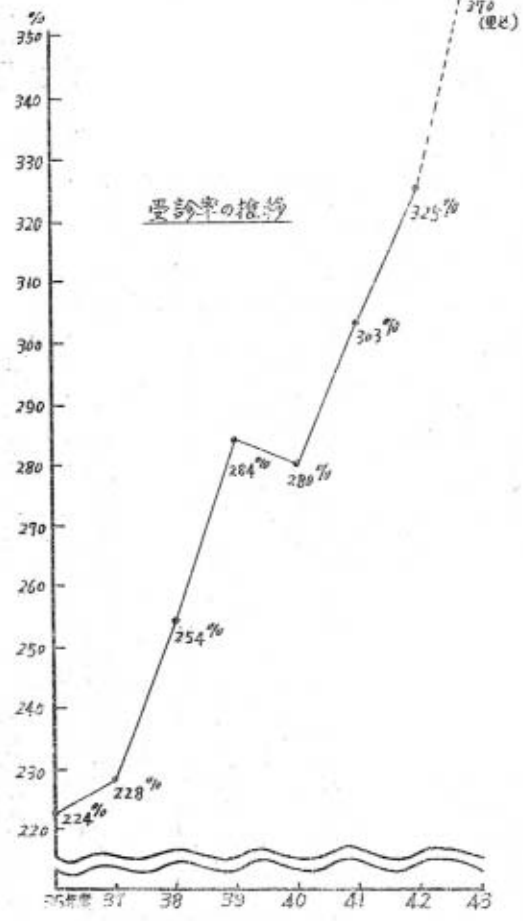
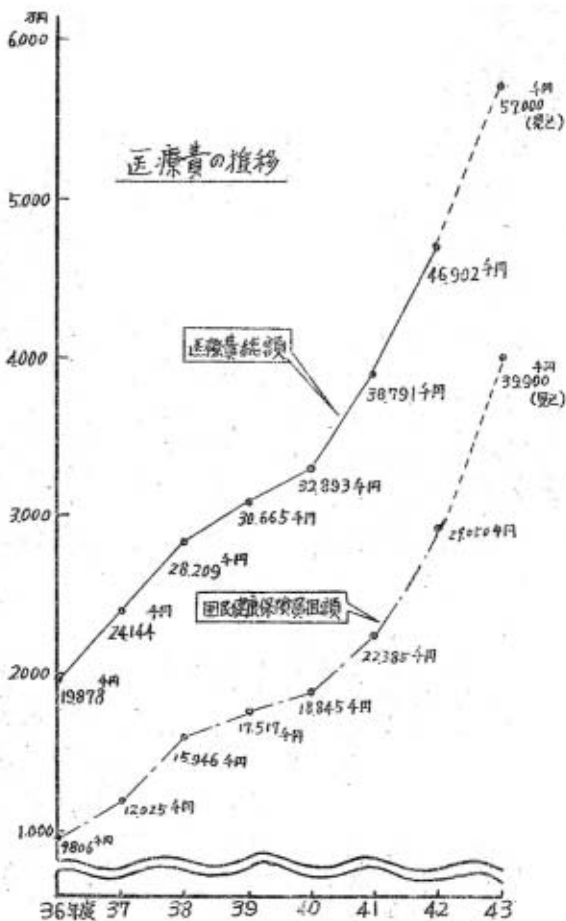
と約二・四倍に、国民健康保険の負担額は二九六%と約三倍にも増加しております。

昭和四十三年度は全員七割給付となりましたので、これまで以上に伸び、医療費の総額は五、七〇〇万円国民健康保険の負担額は三、九九〇万円が見込まれます。これは昭和三十六年度に比べ、医療費が約三倍、国民健康保険の負担額は四倍強にもなります。

一方、保険税も年々増えておりますが、税率は当時のままで増額の主因は所得の伸びによる自然増であります。昭和四十二年度の保険税は、昭和三十六年度に比べ約一・四倍になっておりますが、これは国民健康保険が負担する医療費が約三倍になってくるのに比べ半分以上であり、医療費の増加と、保険税とを比較した場合、その差が大き

く国民健康保険財政がいかに苦しいものであるかわかりのここと思います。国民健康保険事業を健全に運営していくためには、少なくとも保険税収入が国民健康保険の負担額の五〇%程度はなくてはなりません。昭和四十一年度からその割合が次第に下りはじめ、昭

和四十二年度は二三六%と約二・四倍に、国民健康保険の負担額は二九六%と約三倍にも増加しております。



被保険者は年々減少しているが一人当りの医師にかかる割合は年々増え、医療費はどんく増加している。

和四十二年度には三九%となつて均衡が大きくずれついに七五万円の赤字となりました。

いままでの税率で昭和四十三年度の収支をみますと国民健康保険の負担額が四倍以上にもなるのに対し、保険税収入は約一・五倍程度で、差引約七〇〇万円の赤字が見込まれ、運営ができなくなり、やむを得ず保険税の引上げをしたものであります。

2. 保険税のしくみ

保険税は次のようにして課税されます。

(下表参照)

課税総額は、国民健康保険が負担する額の七五%でその割合は右の上欄のように定められています。したがって、税額や、税率は、市町村の医療費により、また市町村内の所得や固定資産税額、被保険者数、加入世帯数の多少によって大きく相違してまいります。

秋穂町のいままでの税率は、昭和三十六年に改められたもので、当時の課税割合は右の上欄のとおりでありましたが、その後経済の発展により所得が伸び、昭和四十二年度の課税割合は中欄のようになっております。

これを今回の引上げを期

区 分	課税割合(標準)	いままでの割合	新しい割合
◎所得割額(所得に応じた額)	40	68(2.4)	50(2.9)
◎資産割額(固定資産税額のうち土地家屋に係る税額に応じた額)	10	7(13)	10(29.7)
◎均等割額(被保険者一人当りの額)	35	16(410円)	30(1,400円)
◎平等割額(被保険者のいる世帯当りの額)	15	9(750円)	10(1,200円)

() 内は税率

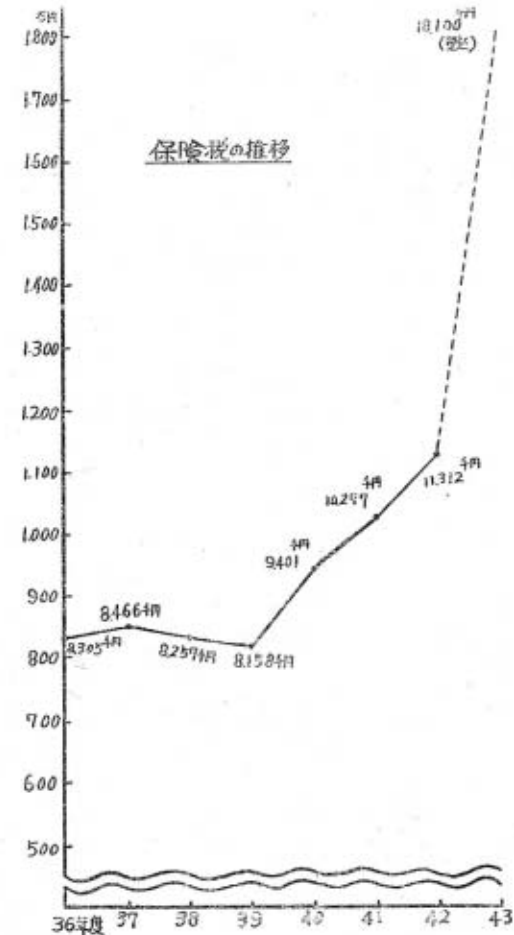
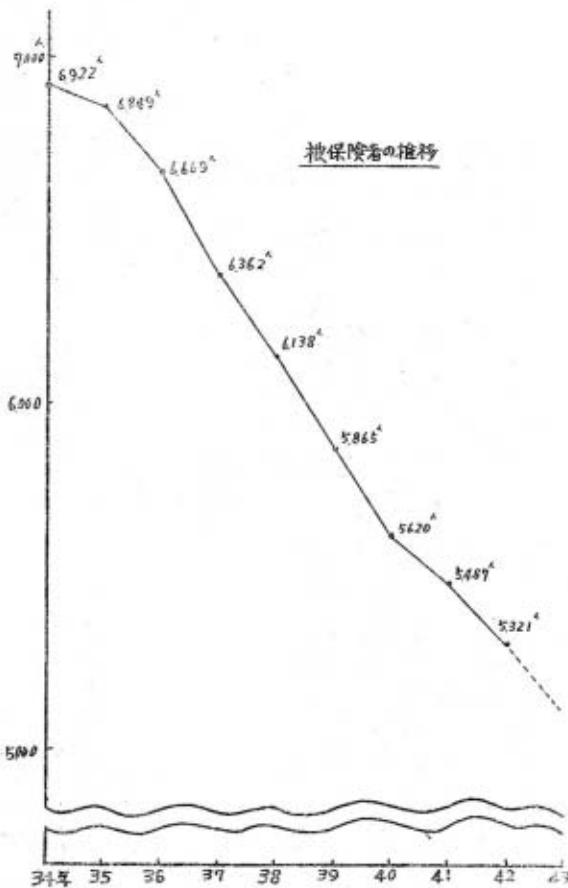
に、一挙に是正することは無理でありますから、下欄のように基準に近づけながら六〇%の引上げをしたものであります。課税総額は、国民健康保険の負担額の七五%を大きく下回る約五〇%となっております。

保険税は、このようなしくみで課税されますが、課税の最高限度額は五万円と決められ、低所得者については、所得の状況により均等割額及び平等割額がそれぞれ、六割又は四割減額されることになっております。

3. 赤ちゃんには育児手当を支給

被保険者が出産した場合には、助産費として二千元支給しておりますが、昭和四十三年四月一日から、新たに育児手当を支給することになりました。

育児手当金は六ヶ月分千



「ガン」集団検診の

申込は六月末日まで

最近成人病特に「ガン」による死亡者が増えていま「ガン」を予防するためには毎年定期的な検査を受ける以外にはありません。

「ガン」は手おくれになつたら絶対死を免れることが出来ない恐しい病気です。

しかも三十五才から五十四才までの働き盛りの年齢層の死因の第一位が「ガン」であることは社会的にもまた家庭的にも大きな問題であります。このような恐し

い病気を予防するため、昨年から県の「ガン」検診車による巡回集団検診を実施していますが、今年も八月下旬に行なう予定であります。三十五才以上の方は是非検査を受けられるようお励めします。

- 一、検診予定日 八月下旬
- 二、申込期限 六月二十九日
- 三、検診科目及び料金
 - (イ)胃ガン 六〇〇円
 - (ロ)高血圧心臓疾患 五〇〇円
 - (ハ)眼底検査をした場合別に二〇〇円
 - (ニ)婦人ガン 三〇〇円
- 組織検査をした場合別に二五五円

植えてわるいけし

けしの花に注意

植えてよいけし

厚生省・都道府県

もう一度確めよう

けしの栽培

けしは、花が美しいため古くから観賞用として栽培されてはいますが、そのけしには栽培してよいものと、勝手に栽培できないものがあります。許可を受けないと栽培できないものには

○けし：本げしといわれるソムニフェルム種とセティゲルム種

○大麻：大麻草、印度大麻、印度麻といわれるもの

このような本げしや、大麻はたとえ観賞用であつても勝手に栽培することは禁じられています。今年も五月十五日から六月三十日まで全国一斉にけしの不正栽培防止運動が実施され、不正栽培の取締が行なわれています。ひなげしや、おにげしなどは観賞用として栽培できますが、その中に本げしや、大麻などが混っていないか、いま一度庭先や花畑などを見廻つて間違のないように注意して下さい。

雨期に

そなえて



集中豪雨が気になる季節が近づいてきました。昨年山口県でも北部方面で家屋の浸水、その他かなりの被害がありました。

気象台の予報では、今年も梅雨後半に局地的な大雨の恐れがあるとのことである。

県内には、地すべり、山くずれ、堤防が弱くなつて溜池、河川など千五百

集中豪雨が予想されるときは、気象台から注意報や警報がでることになっていますが、集中豪雨は「いつどこで起る」というはっきりした予測がたりにくいため、予警報がでたときには、すでに被害がでていることも多いのです。

事務所移転の

お知らせ

左記の各事務所は、六月一日から防長バス車庫隣の元塩業組合事務所へ移転しました。

- 社会福祉協議会
- 商工会
- 秋穂地区内航海運組合

山口県の大雨と災害との関係をおおまかに見ると、一日の雨量が七十mmを越えると水害がはじめ、百五十mmを越えると被害の規模はかなり大きくなります。一時間二十mm以上の強い雨が三時間も続くと、河川が決壊するところが増えてきます。

このようなことから県では、簡易雨量計の設置を呼びかけています。雨量計がなくても、梅雨時に雷をともなった強い雨が降りだしたら一応集中豪雨と思つて警戒してください。

梅雨に入る前には▽屋根の補強、雨戸の修理排水溝の掃除等をし、非常食糧、飲料水の容器、応急薬品、携帯ラジオ、ロープ避難に便利な被服等を取りまとめておきましょう。

雨にも負けず熱戦を展開

町民体育大会

明治百年記念事業の一つとして開催しました町民体育大会は、あいにくの雨天でじゅうぶんな成果をみる事が出来ませんでした。町民の皆さんの御協力により悪条件のなかで、対抗競技のみは終了することができましたことを深く感謝し

- 厚くお礼を申し上げます。各部の成績は次の通りです。
- 一部 優勝 日地
 - 二位 黒潟南
 - 三位 中野
 - 二位 優勝 天神町
 - 二位 屋戸
 - 三位 花香南
 - 三部 優勝 中津江
 - 二位 本町
 - 三位 東天田
 - 四部 優勝 先青江
 - 二位 金山令
 - 三位 中道
 - 五位 優勝 加茂
 - 二位 海岸通
 - 三位 西青江

消防団長に

安光岩一氏

前消防団長田嶋重男氏の死去により、欠員になっていました町消防団長に、五月一日付で安光岩一氏(加茂町)が任命されました。このたび就任された安光氏は、秋穂産業株式会社社長として活躍しておられますが、今後町民の生活を守る消防の第一線で御尽力いただくことになりました。



写真説明 入場行進

「小林奨学金」奨学生募集

かねて有線放送等でお知らせしました小林奨学金の特別奨学生制度が本年度から発足することになり奨学生を募集しています。適格と思われる方は御遠慮なく応募されますようお願いいたします。

大海地区明治

青年大学開設

よりの
場所 町公民館大海分館
入学資格 明治四十四年までに出生された人
入学金 十円
授業料 毎月十円
学習内容
○家庭における人間関係
○健康維持法
○視聴教材を利用しての話し合い
○人生をかえりみでの体験発表
○健康診断(血圧測定等)
○その他
年に一回入学式及落第式を行ないます。
今年度の始業式は六月八日の予定です。



写真説明 女子百足競走

なお制度の内容、応募資格等の概要は次のとおりです。

一、制度の内容

本奨学金の奨学生には、大学在学中(但し四ヶ年)年間五万円以内の奨学金を給付する。この奨学金は、返還を必要としない。

二、応募資格

(イ)本籍又は現住所が秋穂町にある人、又はその子弟であって、国立、公立、私立の大学生であること。但し短期大学は除きます。

(ロ)家計の年間総所得が、百五十万以下であると認められるもの

三、申込期限

毎年五月一日から、六月三十日まで。今年度に限り七月十五日まで。願書の交付、申込等は町教育委員会へお問合せ下さい。

(ハ)心身ともに健康で向学心

社協だより

本年度は社会福祉法人化... 第二年度を迎え、その問題点の実態の上に立って福祉精神の浸透につとめ、福祉活動の充実を期して行きたいと思ひます。町民の皆様の一層のご協力を願つてやみません。

定款にもとづいて次の方々がそれぞれ新たに補充選任されました。理事 安光 岩一 評議員 木原 芳介 山下 茂登 小林 茂樹 砂田 ハツエ

◎本年度の重点目標

- 1. 社協組織の拡充強化
2. 保健福祉活動の組織化と基本調査(第一年次)
3. 青少年の健全育成
4. 老人福祉の推進
5. 身障者福祉の推進
6. 母子福祉の推進
7. 更生援護活動の充実

- 2. 保健福祉活動の組織化と基本調査
本年度から三ヶ年計画で県から保険福祉地区の指定を受け「きれいで明るい町づくり」運動を推進して行く計画です。その第一年次として保健福祉活動推進のため組織化と基本調査を実施
3. 老人福祉の推進
新に老人家庭奉仕員をおいて孤獨な老人家庭を巡回して、種々奉仕することになりまし。これが活動を大いに進めて老人の福祉向上に努める。
4. 母子福祉の推進
白菊会を再編成拡充して小口貸付資金制度の創設母子相談の窓口も開いて未亡人家庭の福祉向上のために努力する。
5. 身障者福祉の推進
「手をつなぐ親の会」(仮称)の結成に協力し、恵まれない子供さんの援護をはかる。
次に秋穂町社会福祉協議会の会費提出基準が左記のように改正されましたのでお知らせします。
(イ)正会員 一カ年 一口五十円
(ロ)特別会員 一口百円
(ハ)特別法人会員 一口 千円
(ニ)社会福祉施設及び団体 千円
○会費納入期日

◎善意銀行からのお礼
次の方々からご寄附を戴きました善意誠に有難うございました。(敬称略)

- 一金壹千円 金山嶺安光竹登
一金壹千円 西青江星野幸司
一金壹千円 封黒瀧北河野恒雄
一金壹千円 封日 地秋本 昇
一金五千円 封 条西野幾男
一金貳千円 封西天田松本猛介
一金壹千円 封加 茂若月悦郎
一金参万圓 封津江藤田一郎
一金壹千円 封 屋戸石本岩吉
一金壹千円 封日 地大村善造
一金五千円 封東天田原田亮雅
一金貳千円 封 条坂本孝治
一金壹千円 封 封 封 封 封 封
一金壹千円 封 封 封 封 封 封
以上は香奠返しとして
一金貳千円 封 封 封 封 封
天神町 福田雅二
一金参万圓 封 封 封 封 封
北条 田嶋チエ
一金五千円 封 封 封 封 封
中条 梶山清作
一金参百円 封 封 封 封 封
日 地 籠村睦夫
一金壹千円 封 封 封 封 封
古ふとん 封 封 封 封 封
蚊帳 封 封 封 封 封
一古たみ 封 封 封 封 封
黒北 封 封 封 封 封
身障者用手押車 封 封 封 封 封
北条 封 封 封 封 封
一献血者(緊急輸血) 封 封 封 封 封
福田 封 封 封 封 封

共同募金会報告

昭和四十二年十月一日から行なわれました赤い羽根募金の結果を次のようにお知らせします。皆様のご協力誠に有難うございました。

- 一般募金 一一六、二〇〇円
○事業所特別募金 六六、七〇〇円
内訳 (敬称略)
一金壹万圓 木原製作所
五千圓 山銀秋穂支店
五千圓 秋穂 農協
五千圓 吉南秋穂支店
参千圓 大海 漁協
貳千圓 秋穂 漁協
旭商 秋穂新生漁協
山本 石材
大塚 石材
赤瀬 石材
三輪 石材
東洋 産業
秋穂 産業
日進 建設
田嶋 組
赤瀬 組
瀬戸内海水産
町田 石材
丸 栄
道中 重基
四千七百圓
参千圓
農高秋穂分校

青少年教育

キャンプの指導者講習会

青少年の校外教育の一環として行う、野外活動教育キャンプの実技や理論と子ども会等の運営指導について必要な知識や技術を学んでいただくねらいで、青年団員、子ども会の育成会長等を対象に指導者講習会が開かれます。
男女を問わず多数の方々のご参加をお願いします。開催要領は、次の通り
○日時 六月十五日(土) 十六日(日) 十七日(月)
二泊三日
○会場 黒瀧南国鉄キャンプ村(黒瀧海岸の松原)
○受講者 青年団員、勤労青年、部落子ども会育成会長、男女不問
○受講料 無料、ただし副食、教材費として一人五百円
○希望者は六月十日までに町公民館へ申込んでください。
この配分金を 大海保育園 秋穂保育園 秋穂児童館 の施設整備費として再配分致しました。

商業統計調査のお願い

二年ごとに全国の商店を対象に商業統計調査が行なわれます。この調査は統計法に基づく指定統計調査で全国の商店、商社は各店舗ごとに調査票を提出する義務のあるいわば商業についての国勢調査ともいえるべきものです。
今年第九回目の調査の年に当り、十一月一日現在で調査が行なわれます。この調査は商店の分布状況商業活動の実態を明らかに